

2022. 3. 16

MFS プルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「MFS プルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年3月15日に関東財務局長に提出しており、2022年3月16日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2022年3月15日
発行者名	: MFSインベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 平松 和久
本店の所在の場所	: 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	30
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	51
第三部【委託会社等の情報】	52
約款	95

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MFS プルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2022年3月16日から2022年9月15日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

MFS インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <https://www.mfs.com/japan>

お問い合わせ先<営業部> 03-5510-8550

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的
この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
 - 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式、債券(資産 配分変更型)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※実質的に米ドル売り円買いの取引を行いますが、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを行うことを目的としていません。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券（資産配分変更型）））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われぬファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経 225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1. 主として、MFSメリディアン・ファンズープルーデント・キャピタル・ファンド(以下、主要投資対象ファンドという場合があります。)の円建ての外国投資証券(ZH1円シェア・クラス)への投資を通じて、日本を含む世界の株式および債券ならびに現金(同等物を含みます。)に投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
2. 原則として、主要投資対象ファンドへの投資比率を高位に維持します。

主要投資対象ファンドの運用の特色は以下の通りです。

<概要>

日本を含む世界の株式および債券への投資を通じて、資産の長期的な成長を目指します。

各アセットクラスへの配分比率は、目安として、株式を50%~90%程度、社債等を10%~30%程度とします。また、ポートフォリオ全体の価格下落リスクを軽減するため、あるいは市場環境や魅力的な投資機会が乏しいと考える場合は、ポートフォリオの40%程度まで現金等を保有する場合があります。

ZH1円シェア・クラスは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産額を米ドル換算した額とほぼ同額の米ドル売り円買いの為替取引を行います。

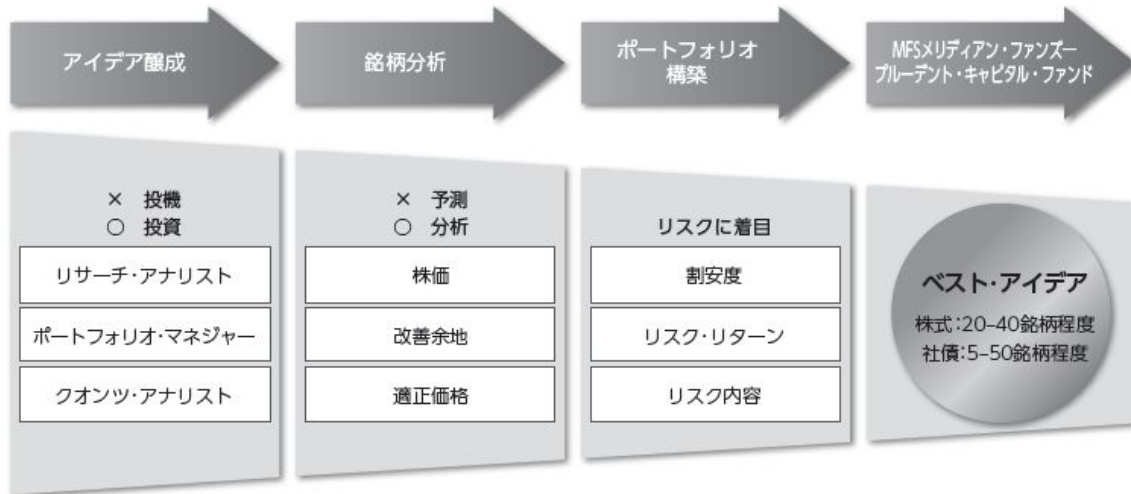
<運用手法>

- 長期投資の理念に基づき、株式・社債等・現金(同等物を含みます。)へと資産を配分します。
- 各アセットクラスへの配分比率は共同ポートフォリオ・マネジャーの合意に基づき決定します。
- 株式の銘柄選択にあたっては、ボトムアップ・アプローチによるファンダメンタルズ分析に基づき、バリュエーションに留意しつつ、景気変動の影響を受けにくい堅固なビジネスモデルを持つ最も確信度の高い銘柄を厳選します。
- 債券における社債の銘柄選択にあたっては、バランスシートが健全でキャッシュフロー創出力があり、長期的に信用力の向上余地のあるハイイールド銘柄を中心に、バリュエーションに留意しつつ、選別します。
- 特定の地域、セクターや銘柄への集中を避けて分散投資します。
- プット・オプションを利用して市場下落リスクのヘッジを行う場合があります。

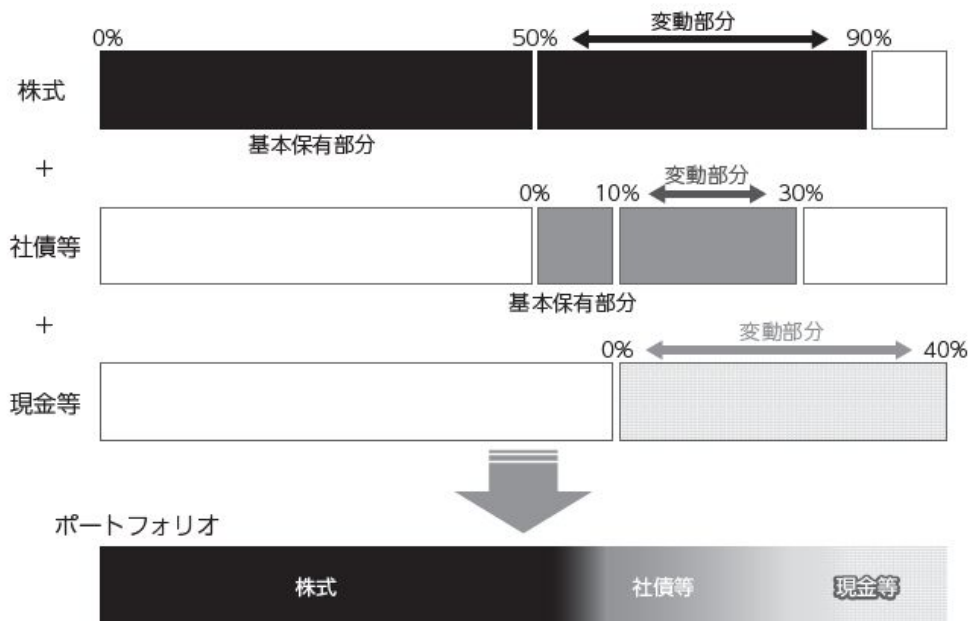
<投資哲学>

- **Patience(忍耐)**
短期的な市場動向に過剰反応せず、長期的視野に基づく。
- **Objectivity(客観)**
心理バイアスを克服し、データおよび事実に基づき分析・投資。
- **Independence(独立)**
流行や市場コンセンサスに左右されず、確信度に基づき選択を行う。
- **Caution(警戒)**
資産の保全には、勝つことよりも負けないことが重要。
- **Simplicity(簡潔)**
理解の及ばぬ事業への投資を回避。良識的な立場から投資意思を決定。

ポートフォリオ構築のプロセス



各資産への配分目安



※各アセットクラスへの配分比率は目安であり、上記比率から乖離する場合があります。

※上記は主要投資対象ファンドの投資を行うマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー(以下、MFSという場合があります。)の運用プロセスです。

MFSは1924年に設立された米国で最も歴史のある資産運用会社のひとつです。

世界各地に在籍するグローバル・リサーチ・チームのボトムアップによる個別企業分析に基づいて、ポートフォリオマネジャーが投資銘柄を決定します。ポートフォリオのリスク特性等については、クオンツ・チームを中心にモニタリングしており、運用チーム情報を共有し、運用目標に適った運用が行われていることを確認しています。

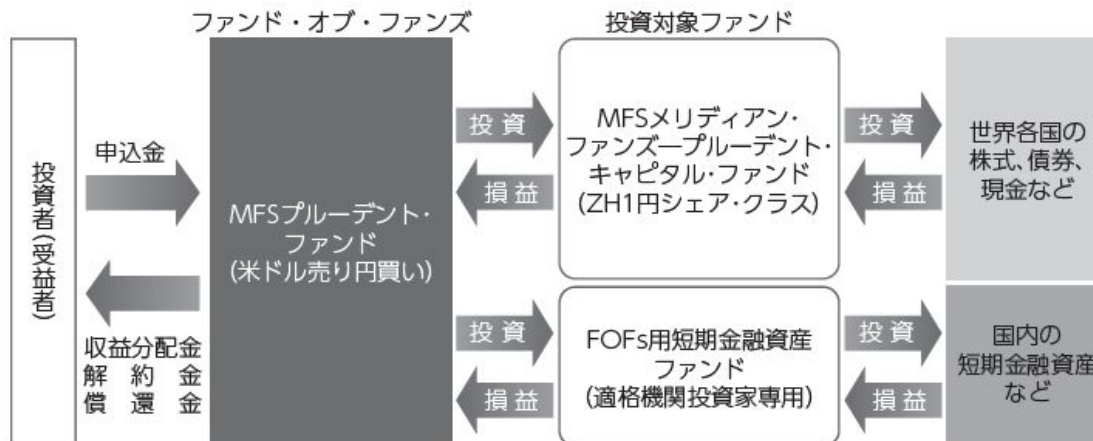
※上記は、2021年12月末現在のものであり、今後、MFSの判断その他の理由により変更される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。
ファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)
主として日本を含む世界の株式および債券ならびに現金(同等物を含みます)へ投資する投資信託証券
[MFSメリディアン・ファンズ・プルーデント・キャピタル・ファンド(ZH1円シェア・クラス)]
- 投資比率が低位に保たれる投資信託証券
主として短期金融資産等に投資する投資信託証券
[FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)]



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。
- 株式への直接投資は行いません。

分配方針

原則、毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の合計額とします。
- ② 分配金額については、上記①の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合や委託会社の判断によって分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて元本と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ④ 信託金限度額
 - ・ 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
 - ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

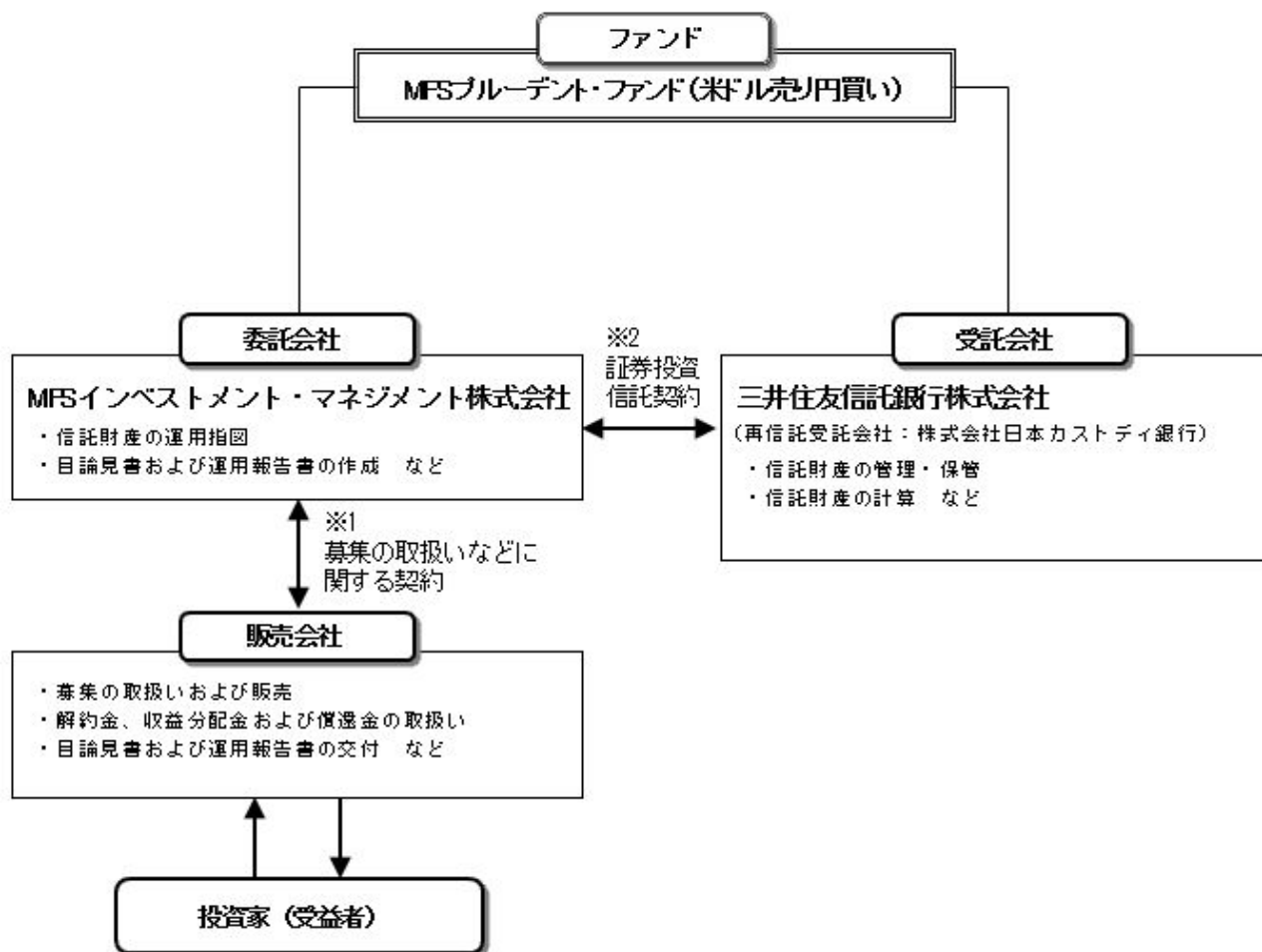
(2) 【ファンドの沿革】

2018年9月26日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



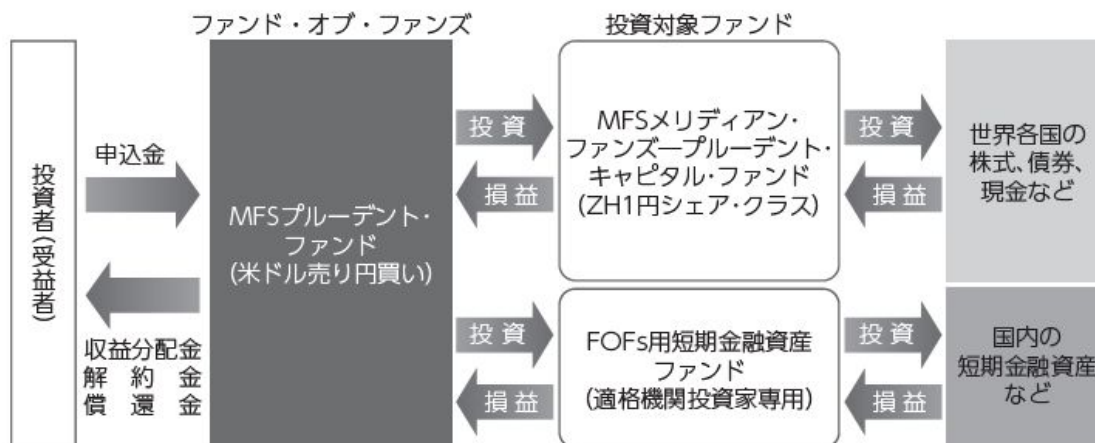
※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

ファンドは、複数の投資信託証券等に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。
 ファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)
 主として日本を含む世界の株式および債券ならびに現金(同等物を含みます)へ投資する投資信託証券
 「MFSメリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンド(ZH1円シェア・クラス)」
- 投資比率が低位に保たれる投資信託証券
 主として短期金融資産等に投資する投資信託証券
 「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」



② 委託会社の概況 (2021年12月末現在)

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

- 1998年5月： マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
- 1998年6月： 投資顧問業者の登録
- 1999年2月： 投資一任契約に係る業務の認可
- 1999年12月： 証券投資信託委託業の認可
- 2000年8月： エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
- 2011年6月： MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
エムエフエス・インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド	連合王国(イギリス) ロンドン市	9,900株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 主として、MFS メリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンドへの投資を通じて日本を含む世界の株式および債券ならびに現金(同等物を含みます。)等)に実質的な投資を行います。
- ② 原則として、MFS メリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンドへの投資比率を高位に維持します。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

MFS メリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンドの外国投資証券（ZH1 円シェア・クラス）を主要投資対象とします。このほか、FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券にも投資を行います。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、ルクセンブルグ籍の外国投資法人である MFS メリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンドの円建ての外国投資証券（ZH1 円シェア・クラス）、FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

③ 金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とする投資信託証券の概要

※以下に記載されている各ファンドの内容等については、2021年12月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、投資顧問会社の判断その他理由により変更される場合があります。

<MFS メリディアン・ファンズブルーデント・キャピタル・ファンド (ZH1 円シェア・クラス) >

基本情報	
形態	ルクセンブルグ籍／円建て／外国投資信託証券／会社型
主な投資対象	日本を含む世界の株式および債券ならびに現金（同等物を含みます。）
投資方針	<p>①株式の銘柄選択にあたっては、ボトムアップ・アプローチによるファンダメンタルズ分析に基づき、バリュエーションに留意しつつ、景気変動の影響を受けにくい堅固なビジネスモデルを持つ最も確信度の高い銘柄を厳選します。</p> <p>②債券は社債を中心に投資し、その銘柄選択にあたっては、バランスシートが健全でキャッシュフロー創出力があり、長期的に信用力の向上余地のあるハイイールド銘柄を中心に、バリュエーションに留意しつつ、選別します。</p> <p>③各アセットクラスへの配分比率は、目安として、株式を50%～90%程度、社債等を10%～30%程度とします。また、ポートフォリオ全体の価格下落リスクを軽減するため、あるいは市場環境や魅力的な投資機会が乏しいと考える場合は、ポートフォリオの40%程度まで現金等を保有する場合があります。</p> <p>④実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行うことを基本とします。したがって保有する実質的な外貨建資産について対円で為替ヘッジを行うことを目的とはしていません。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体が発行する譲渡可能証券、短期金融商品への投資は、ファンドの純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の5%を超える同一発行体の譲渡可能証券、短期金融商品への投資は、合計で純資産総額の40%以下とします。 ・ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません。 ・デリバティブ取引のエクスポージャーはファンドの純資産総額の100%以下とします。
収益分配	原則として、分配を行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。（委託会社の報酬中から支弁します。）※
その他	
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
管理会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー・(ルクセンブルグ)・エス・エー・アール・エル
管理事務代行会社 保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年1月末日

※当該ファンドの投資顧問会社への報酬は委託会社の報酬中から支払うため、信託報酬はありませんが、後記「4 手数料等及び税金（4）その他の手数料等」に表示するファンド管理費用（年率上限0.15%）が別途かかります。

< FOFs 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用） >

基本情報	
形態	国内籍／追加型証券投資信託
基本方針	この投資信託は、主として、「短期金融資産マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主な投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ② 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率 0.143%（税抜 0.13%）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

<MFS インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社）における運用体制>

①運用体制

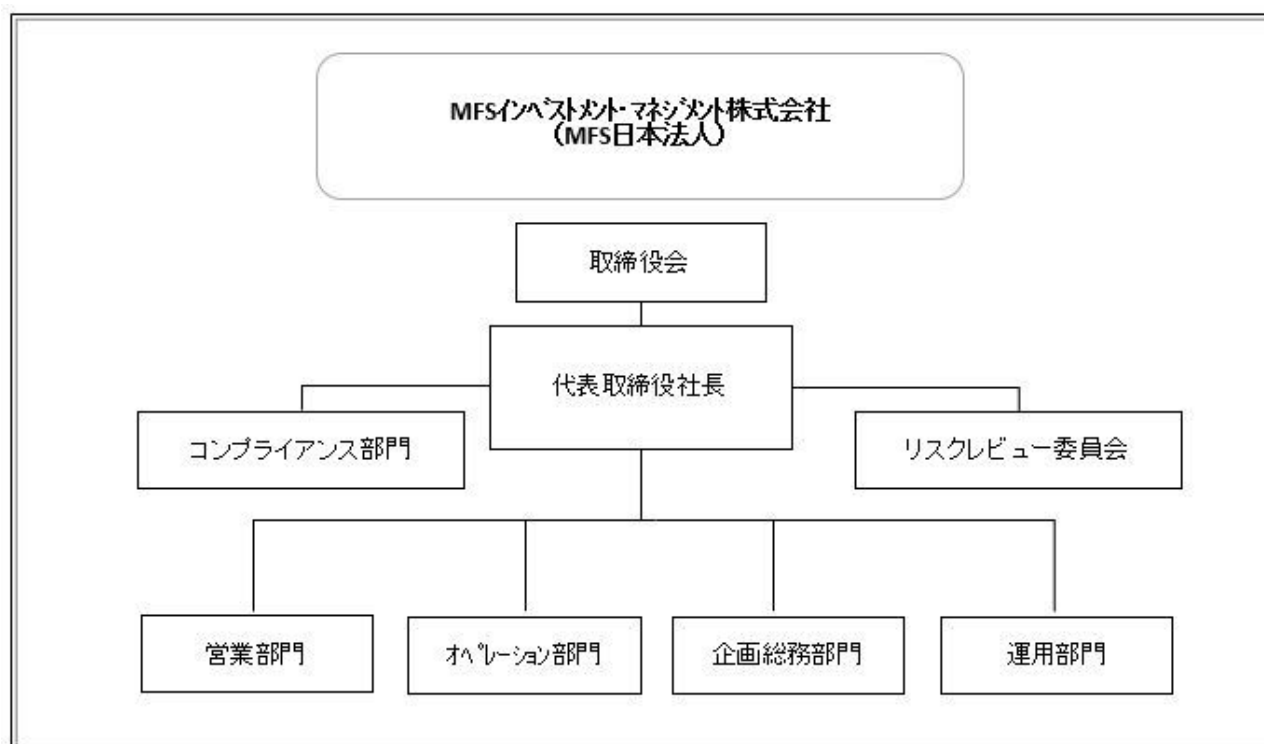
運用に係る意思決定については、委託会社の運用部が統括しており、各ファンドにおける投資方針や投資対象ファンドの組入方針および各ファンドの配分方針等を決定する体制としております。

②内部管理体制

内部管理体制につきましては、各ファンドの基本方針に則した適正な運用を行うべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行い、適正性の確保に努める体制としております。また、投資対象ファンドを含む各ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部門およびコンプライアンス部門を含む関連各部門を構成メンバーとするリスクレビュー委員会においてレビューを実施する体制としております。

③関係法人に関する管理体制

業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ、業務が適切に遂行されているかの確認を行います。



※上記体制は2021年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<参考情報>

マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（MFS）について

MFS の投資哲学

「自社による独自の調査・分析があつてこそ、優れた投資判断を導き出すことができる」アクティブな運用を信条とする MFS はそう考えます。

「優れた投資判断は、考え方や視点の異なる専門家同士が積極的な議論を繰り返すことで見出される」私たちはそう信じてやみません。

MFS の運用の特徴

MFS は、1 世紀近くのアクティブ運用経験を持つ、グローバルな運用専門会社です。創業以来一貫して、長期の視点に基づいた運用、そして長い時間軸での自らの経営を行ってきました。その運用サービスは 4 つの原則に支えられています。

・統合されたリサーチ

世界中の地域や、株式、債券、クオンツといった分野にまたがる協力体制がもたらす幅広く深みのある視野を活かし、リサーチチームは投資機会を見出し、徹底的に分析します。そして、あらゆる観点からポートフォリオに組入れる銘柄についての理解を深めます。

・グローバルなコラボレーション

チーム体制や報酬体系を持つ洗練された仕組みを基礎として、協力し合い、情報を共有するとともに、積極的な議論を行うことが、より良い運用成果をお客様にお届けすることにつながると考えています。

・積極的なリスク管理

受託資産の保全とアルファ（超過収益）の獲得に向け、リスク量に対して適切なリターンが期待される投資分野を厳選します。そして、様々なレベルでシステムティックリスクを精査します。

・長期的視点に基づく投資判断

長期的な視点に基づいて投資アイデアに対する確信を築き上げ、ベンチマークと有意に差別化した運用を行うこと、そして、それに対して真摯であり続けることにより、優れた投資アイデアはいずれ報われると MFS は信じています。

※上記体制は、2021 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- 2) 分配金額については、上記 1) の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合や委託会社の判断によって分配を行わないことがあります。
- 3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて元本と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません
- 4) 株式への直接投資は行いません。
- 5) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、次に掲げる目的のため、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - イ. 一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）
 - ロ. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て
 2. 1. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - イ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 3. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 4. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
 5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・ファンドは金融機関の預金または保険契約ではありませんので、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

[価格変動リスク]

◆株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

[信用リスク]

◆組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

[為替変動リスク]

◆ファンドが投資する「MFS メリディアン・ファンズブルーデント・キャピタル・ファンド (ZH1 円シェア・クラス)」においては、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産額を米ドル換算した額とほぼ同額の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行わないため、為替変動の影響を受けます。例えば、当該クラスが実質的に米ドル以外の通貨建資産を保有している場合には、当該通貨に対する円の為替変動の影響を受けます。また、実質的な外貨建資産にかかる通貨に対する円高と、米ドルに対する円安が同時に進行した場合等には、双方の為替変動の影響による二重の損失が発生する場合等があります。なお、円金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

[カントリーリスク]

◆主要投資対象ファンドの投資対象国において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆一般的に、時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落の要因となる場合があります。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) リスク管理体制

＜MFS インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社）におけるリスク管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下の通り独立した組織体制で行っています。

リスクレビュー委員会

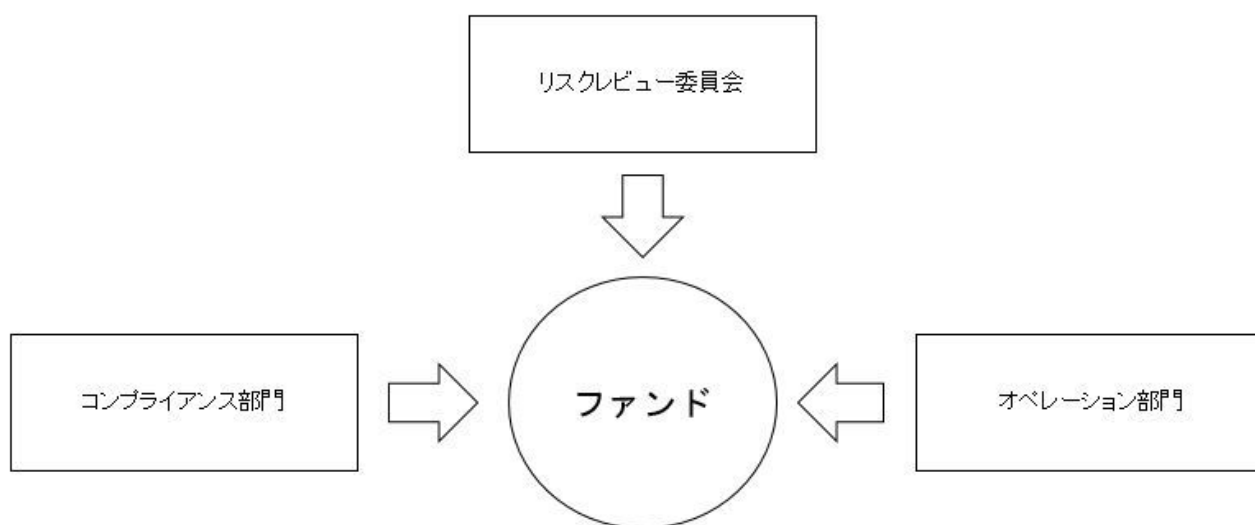
ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行い、運用内容が投資目的に則しているか確認します。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証を行います。リスクレビュー委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

コンプライアンス部門

運用状況について、ファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリングを行います。

オペレーション部門

運用部門による発注の執行および決済、ファンドの信託財産の計理処理の適切な管理に努めています。



※上記体制は 2021 年 12 月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

<参考情報>

主要投資対象ファンドにおけるリスク管理体制は、次の通りです。

MFSメリディアン・ファンズブルーデント・キャピタル・ファンドのリスク管理体制

リスク管理は、MFSにおけるリスクマネジメント・オフィサーが責任を持ちます。

(1) ポートフォリオのリスク管理

MFSにとってリスク管理とは企業文化の体現そのものであり、運用プロセスに様々な形で組み込まれています。個別銘柄レベルでは、ファンダメンタルリサーチアナリストがポートフォリオマネージャーと協働してグローバルな分析を行います。ポートフォリオレベルでは、そのリスクバジェット、アセットアロケーション、ポートフォリオ構築において、その戦略の目的やリスク許容度なども勘案し、ポートフォリオマネージャーが管理します。インベストメント・マネジメント委員会では、インベストメントリスクマネジメントチームによって提供される計量的な分析の成果も駆使し、全般的なリスク管理に責任を持って対処しています。

インベストメント・マネジメント委員会の主催にて、半年毎に、ポートフォリオマネージャーは最高運用責任者、最高運用リスクオフィサーなどが一堂に会し、ポートフォリオの特徴、戦略に内包されるリスクが意図された範囲であるかの一貫性の確認など、詳細なリスクレビューを実施しています。

(2) リスク管理の徹底

グローバル・テクノロジー&インベストメント・オペレーション部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

(3) カウンターパーティーリスク管理

インベストメント・マネジメント委員会がカウンターパーティーの承認を行い、ポートフォリオレベル、そして会社レベルを含む多角的なリスク制限を設定し、管理しています。グローバル株式トレーディングならびにグローバル債券トレーディング各々の責任者がカウンターパーティーの精査と評価を運用担当者と実施し、リスク管理を行っています。

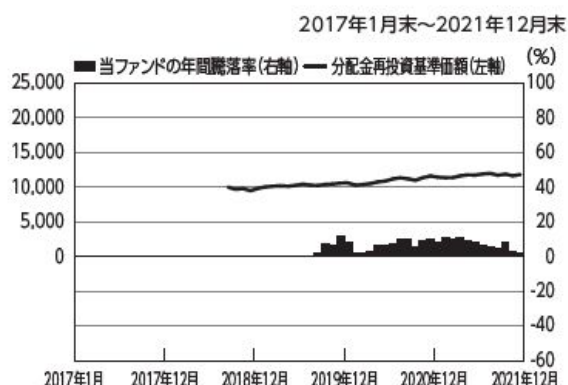
(4) 流動性リスク管理

MFSには、ポートフォリオの流動性を体系的にモニタリングするための包括的なモデリングプログラムがあり、口座の流動性や償還・解約に対する義務についての一貫性を確保しています。MFSは、システムを使用して適切な指標を生成することによって各ポートフォリオの流動性をモニタリングしており、ポートフォリオがさまざまなシナリオ（過去の市場ストレス状態に陥ったシナリオ、仮想シナリオ、大規模な流出が起こったシナリオ等）でも償還・解約に対応可能であることを確認します。

※上記体制は2021年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

【参考情報】

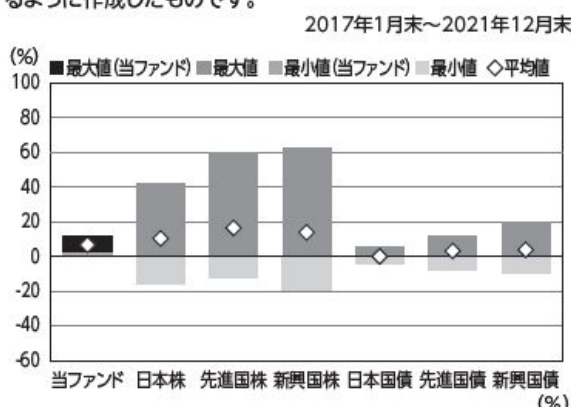
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2019年9月から2021年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	11.7	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	1.6	△16.0	△12.4	△19.4	△4.0	△7.9	△9.4
平均値	6.9	10.6	16.8	13.9	0.1	3.3	4.0

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2017年1月から2021年12月の5年間(当ファンドは2019年9月から2021年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX、配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX、配当込み)

東証株価指数(TOPIX、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが開発、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとし、申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・有価証券届出書提出日現在、販売会社における申込手数料はありません。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.913%（税抜0.83%）
投資対象とする外国投資信託	ありません。（委託会社の報酬中から支弁します。）
投資対象とする国内投資信託	0.143%（税抜0.13%）
実質的負担	0.913%（税抜0.83%）程度

- ・実質的負担（税抜）は、ファンドの運用方針から見込まれる組入比率をもとに小数点以下第4位を四捨五入しています。
- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.913%（税抜0.83%）の率を乗じて得た額とします。
- ・投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- ・受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.83%	0.80%	0.01%	0.02%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

①有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息などは、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②次に掲げる費用（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。委託会社は、諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。委託会社が当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける場合、ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.055%（税抜 0.05%）を乗じて得た金額の合計額（実際または予想される費用額の範囲内とします。）を上限とします。なお、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、当該料率を信託期間中に合理的な範囲内で変更することができます。

・信託財産の監査にかかる費用*

・法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成、印刷、届出および交付にかかる費用

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

<投資対象ファンドにかかる費用>

①管理費用が主要投資対象ファンドの信託財産から支払われます（年率上限 0.15%）。

②主要投資対象ファンドの基準価額の計算においてはスイング・プライス制度が採用されています。これは多額の設定または解約があった場合にファンドに生ずるコストが既存受益者に及ぼす影響を軽減するためのもので、主要投資対象ファンドの設定・解約の正味額が純資産の一定割合を超えると、基準価額自体が上方または下方に変動します。このような変動により、基準価額の動きは必ずしもファンドのパフォーマンスを反映したものにならない場合があります。

受益者が負担する手数料などの合計額やその計算方法については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

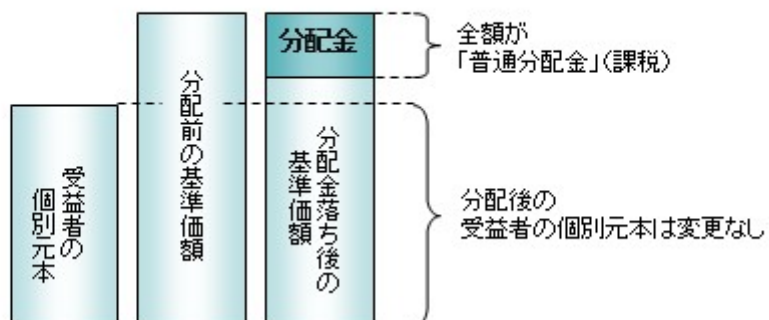
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

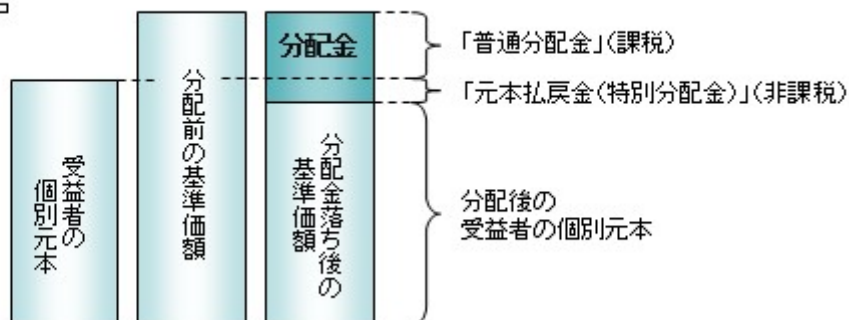
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2021 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【MFS プルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）】

以下の運用状況は 2021 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,934	0.00
	ルクセンブルク	2,787,726,491	99.84
	小計	2,787,736,425	99.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,527,630	0.16
合計(純資産総額)		2,792,264,055	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	MFSメリディアン・ファンズープルーデント・キャピタル・ファンド	229,423.627	12,126.77	2,782,168,288	12,151	2,787,726,491	99.84
日本	投資信託受益証券	FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	10,081	0.9866	9,945	0.9855	9,934	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.84
合計	99.84

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2019年6月17日)	1,010	1,010	1.0250	1.0250
第2計算期間末 (2020年6月15日)	1,560	1,560	1.0888	1.0888
第3計算期間末 (2021年6月15日)	1,758	1,758	1.1801	1.1801
2020年12月末日	1,862	—	1.1617	—
2021年1月末日	1,857	—	1.1443	—
2月末日	1,859	—	1.1358	—
3月末日	1,862	—	1.1377	—
4月末日	1,863	—	1.1634	—
5月末日	1,762	—	1.1772	—
6月末日	1,757	—	1.1736	—
7月末日	1,797	—	1.1910	—
8月末日	2,361	—	1.1985	—
9月末日	2,362	—	1.1712	—
10月末日	2,419	—	1.1879	—
11月末日	2,718	—	1.1644	—
12月末日	2,792	—	1.1808	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	2018年9月26日～2019年6月17日	0.0000
第2期	2019年6月18日～2020年6月15日	0.0000
第3期	2020年6月16日～2021年6月15日	0.0000
当中間期	2021年6月16日～2021年12月15日	—

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1期	2018年9月26日～2019年6月17日	2.50
第2期	2019年6月18日～2020年6月15日	6.22
第3期	2020年6月16日～2021年6月15日	8.39
当中間期	2021年6月16日～2021年12月15日	△1.22

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額 (分配落ち) に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1期	2018年9月26日～2019年6月17日	1,011,953,070	25,881,071
第2期	2019年6月18日～2020年6月15日	643,338,084	195,781,733
第3期	2020年6月16日～2021年6月15日	458,354,793	401,652,578
当中間期	2021年6月16日～2021年12月15日	1,037,163,211	178,692,270

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

2021年12月末現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,808円	純資産総額	2,792百万円
------	---------	-------	----------



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2019年6月	0円
2020年6月	0円
2021年6月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円

主要な資産の状況

■資産構成比率

資産	比率
MFSメリディアン・ファンズブルーデント・キャピタル・ファンド(ZH1円シェア・クラス)	99.8%
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%
現金等	0.2%
合計	100.0%

※比率は、純資産総額に対する各資産評価額の比率です。

MFSメリディアン・ファンズブルーデント・キャピタル・ファンドの資産状況(2021年11月末現在)

■資産別構成比

資産	比率
株式	52.3%
株式指数デリバティブ	-3.9%
社債	10.1%
現金、国債、その他	41.6%
合計	100.0%

■組入上位銘柄(株式) ※デリバティブ取引を除く

銘柄名	比率
LEG Immobilien SE	4.0%
Alphabet Inc Class A	3.5%
Wolters Kluwer NV	2.2%
Check Point Software Technologies Ltd	1.7%
KDDI Corp	1.7%

■通貨別構成比

通貨	比率
アメリカドル	66.9%
ユーロ	19.0%
日本円	9.5%
スイスフラン	1.9%
イギリスポンド	1.6%
その他	1.2%
米ドル売り円買い為替比率	101.0%

■組入上位銘柄(社債) ※デリバティブ取引を除く

銘柄名	比率
WMG Acquisition Corp 144A 3.875% JUL 15 30	0.7%
IAA Inc 144A 5.5% JUN 15 27	0.6%
HUB International Ltd 144A 7% MAY 01 26	0.6%
Fair Isaac Corp 144A 4% JUN 15 28	0.5%
Match Group Holdings II LLC 144A 4.625% JUN 01 28	0.5%

※資産別構成比、組入上位銘柄の比率は、主要投資対象であるMFSメリディアン・ファンズブルーデント・キャピタル・ファンドにおける構成比率を実質エクスポージャーを用いて計測したものです。実質エクスポージャーは、直接的、またはデリバティブ取引を通じて間接的に保有する資産の価格変動により影響を受けるファンドの価値変動の推定に基づき計測されたものであり、市場時価とは異なる場合があります。

※デリバティブ取引の利用により、売り建て(比率がマイナス)のポジションが生じる場合があります。なお、売り建てのポジションは、買い建て(比率がプラス)のポジションと異なり、原資産の価格が上昇すると価値が毀損されます。

※通貨別構成比には、現金等が含まれます。また、シェアクラスを特定した為替予約取引は含まれません。

※米ドル売り円買い為替比率は、MFSメリディアン・ファンズブルーデント・キャピタル・ファンド(ZH1円シェア・クラス)の純資産総額に対する比率です。

※資産別構成比の「現金、国債、その他」には、為替予約等が含まれる場合があります。

※資産別構成比の「株式」には、上場投資信託(ETF)および個別株のオプション取引が含まれる場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



・2018年は9月26日から12月末までの騰落率です。
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
 ・ファンドには、ベンチマークはありません。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

※販売会社と SMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)取引口座を開設されている方からの申込みに限ります。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が主要投資対象ファンドの非営業日と同日となる場合および一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日は、取得の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が主要投資対象ファンドの非営業日と同日となる場合および一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日は、解約請求の受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

MFS インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <https://www.mfs.com/japan>

お問い合わせ先<営業部> 03-5510-8550

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

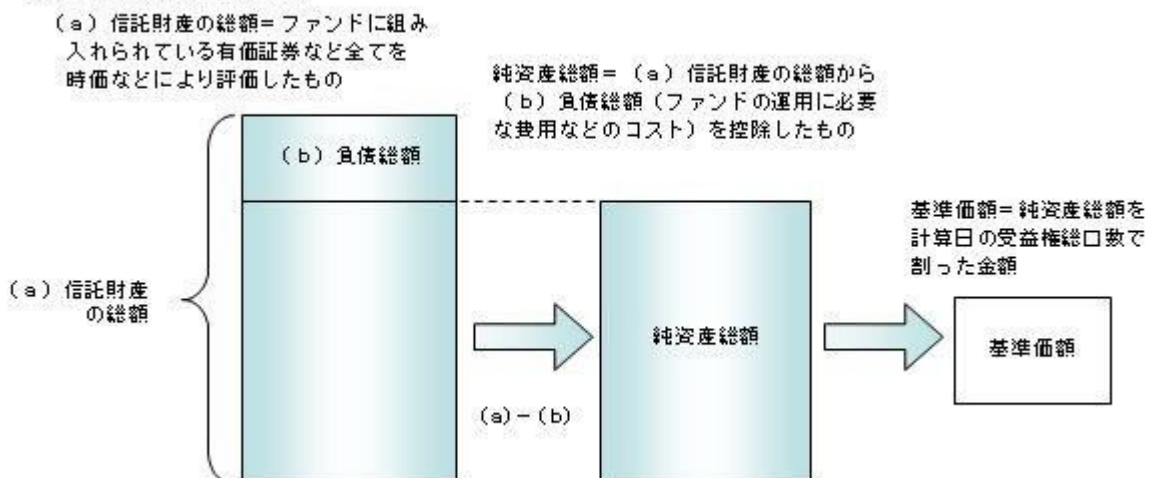
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



- ② 有価証券などの評価基準
- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
- ＜主な資産の評価方法＞
- ◇投資信託証券
- 原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ③ 基準価額の照会方法
- 販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

MFS インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ アドレス <https://www.mfs.com/japan>

お問い合わせ先＜営業部＞ 03-5510-8550

受付時間 営業日の午前9時～午後5時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2018年9月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合
 - ロ) この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
 - ハ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ニ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

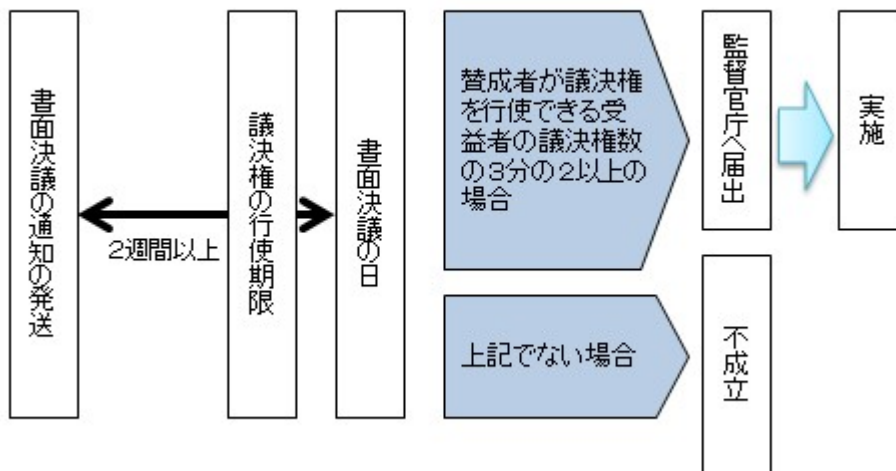
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができると、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、每期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <https://www.mfs.com/japan>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

※上記は2021年12月末現在のものであり、法令改正等により取扱いが変更になる場合があります。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2020年6月16日から2021年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年7月29日

MF S インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMF Sブルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）の2020年6月16日から2021年6月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MF Sブルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）の2021年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、MF S インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとも

に、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

MFS インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【MFS プルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 (2020年6月15日現在)	第3期 (2021年6月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,832,419	18,755,731
投資信託受益証券	1,557,362,907	1,756,375,521
未収入金	-	713,821
流動資産合計	1,577,195,326	1,775,845,073
資産合計	1,577,195,326	1,775,845,073
負債の部		
流動負債		
未払金	2,981,295	767,430
未払解約金	6,171,241	7,516,294
未払受託者報酬	160,476	202,238
未払委託者報酬	6,499,182	8,190,390
未払利息	48	35
その他未払費用	401,129	418,000
流動負債合計	16,213,371	17,094,387
負債合計	16,213,371	17,094,387
純資産の部		
元本等		
元本	1,433,628,350	1,490,330,565
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	127,353,605	268,420,121
元本等合計	1,560,981,955	1,758,750,686
純資産合計	1,560,981,955	1,758,750,686
負債純資産合計	1,577,195,326	1,775,845,073

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期		第3期	
	自 2019年6月18日	至 2020年6月15日	自 2020年6月16日	至 2021年6月15日
営業収益				
有価証券売買等損益		96,702,682		156,079,547
営業収益合計		96,702,682		156,079,547
営業費用				
支払利息		9,459		8,796
受託者報酬		287,662		388,964
委託者報酬		11,650,041		15,752,606
その他費用		722,189		836,000
営業費用合計		12,669,351		16,986,366
営業利益又は営業損失(△)		84,033,331		139,093,181
経常利益又は経常損失(△)		84,033,331		139,093,181
当期純利益又は当期純損失(△)		84,033,331		139,093,181
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		2,024,005		21,621,826
期首剰余金又は期首欠損金(△)		24,619,268		127,353,605
剰余金増加額又は欠損金減少額		26,564,861		62,467,548
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		26,564,861		62,467,548
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,839,850		38,872,387
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,839,850		38,872,387
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		127,353,605		268,420,121

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第2期 (2020年6月15日現在)	第3期 (2021年6月15日現在)
1.	当該計算期間の末日における受益権総数	1,433,628,350口	1,490,330,565口
2.	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0888円 (10,888円)	1.1801円 (11,801円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第2期 自2019年6月18日 至2020年6月15日	第3期 自2020年6月16日 至2021年6月15日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(82,007,640円)、収益調整金(25,492,847円)、及び分配準備積立金(37,567,520円)により、分配対象収益は145,068,007円(1万口当たり1,011.88円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して、分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券売買等損益(117,472,133円)、収益調整金(58,469,505円)、及び分配準備積立金(92,478,483円)により、分配対象収益は268,420,121円(1万口当たり1,801.06円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して、分配は見送り(0円)としております。
2. 剰余金増加額及び剰余金減少額	当期追加信託に伴う剰余金増加額及び当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額及び剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。	—

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第2期 自 2019年 6月 18日 至 2020年 6月 15日	第3期 自 2020年 6月 16日 至 2021年 6月 15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資して運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容および金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券）、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。これらは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクなどに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、一般社団法人投資信託協会の諸規則、信託約款、管理体制等を定めた社内規則に従い、リスク管理担当部門が日々遵守状況を確認し、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第2期 (2020年 6月 15日現在)	第3期 (2021年 6月 15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価および差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定の方法	投資信託受益証券につきましては、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。その他の科目につきましては、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

区分	第2期	第3期
	自 2019年 6月 18日 至 2020年 6月 15日	自 2020年 6月 16日 至 2021年 6月 15日
期首元本額	986,071,999 円	1,433,628,350 円
期中追加設定元本額	643,338,084 円	458,354,793 円
期中一部解約元本額	195,781,733 円	401,652,578 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期(2020年 6月 15日現在)

種類	最終の計算期間(自 2019年 6月 18日 至 2020年 6月 15日)の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	94,537,991
合計	94,537,991

第3期(2021年 6月 15日現在)

種類	最終の計算期間(自 2020年 6月 16日 至 2021年 6月 15日)の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	139,148,345
合計	139,148,345

(デリバティブ取引等に関する注記)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

A. 株式

該当事項はありません。

B. 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	F O F s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用)	10,081	9,945	
	M F S メリディアン・ファンズ・ブルーデント・キャピタル・ファンド	145,238.202	1,756,365,576	
合計		155,319.202	1,756,375,521	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

④ 不動産等明細表

該当事項はありません。

⑤ 商品明細表

該当事項はありません。

⑥ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

⑦ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑧ 借入金明細表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 4 期中間計算期間(2021 年 6 月 16 日から 2021 年 12 月 15 日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月28日

MF S インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松崎 雅則 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMF Sブルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）の2021年6月16日から2021年12月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MF Sブルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）の2021年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年6月16日から2021年12月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、MF S インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

MFS インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【MFSブルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (2021年6月15日現在)	第4期中間計算期間末 (2021年12月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,755,731	23,992,449
投資信託受益証券	1,756,375,521	2,732,978,054
未収入金	713,821	1,076,366
流動資産合計	1,775,845,073	2,758,046,869
資産合計	1,775,845,073	2,758,046,869
負債の部		
流動負債		
未払金	767,430	832,337
未払解約金	7,516,294	8,414,638
未払受託者報酬	202,238	247,781
未払委託者報酬	8,190,390	10,035,255
未払利息	35	39
その他未払費用	418,000	418,000
流動負債合計	17,094,387	19,948,050
負債合計	17,094,387	19,948,050
純資産の部		
元本等		
元本	1,490,330,565	2,348,801,506
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	268,420,121	389,297,313
元本等合計	1,758,750,686	2,738,098,819
純資産合計	1,758,750,686	2,738,098,819
負債純資産合計	1,775,845,073	2,758,046,869

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2020年6月16日 至 2020年12月15日	第4期中間計算期間 自 2021年6月16日 至 2021年12月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	86,399,157	△31,109,912
営業収益合計	86,399,157	△31,109,912
営業費用		
支払利息	3,945	11,169
受託者報酬	186,726	247,781
委託者報酬	7,562,216	10,035,255
その他費用	418,000	418,000
営業費用合計	8,170,887	10,712,205
営業利益又は営業損失(△)	78,228,270	△41,822,117
経常利益又は経常損失(△)	78,228,270	△41,822,117
中間純利益又は中間純損失(△)	78,228,270	△41,822,117
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	1,923,313	△510,625
期首剰余金又は期首欠損金(△)	127,353,605	268,420,121
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,093,557	194,875,025
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,093,557	194,875,025
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,425,882	32,686,341
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,425,882	32,686,341
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	225,326,237	389,297,313

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

		第3期 (2021年6月15日現在)	第4期中間計算期間末 (2021年12月15日現在)
1.	当該計算期間の末日及び中間計算期間の末日における受益権総数	1,490,330,565口	2,348,801,506口
2.	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1801円 (11,801円)	1.1657円 (11,657円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (2021年6月15日現在)	第4期中間計算期間末 (2021年12月15日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価および差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定の方法	投資信託受益証券につきましては、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。その他の科目につきましては、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。	投資信託受益証券につきましては、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

区分	第3期	第4期中間計算期間
	自2020年6月16日 至2021年6月15日	自2021年6月16日 至2021年12月15日
期首元本額	1,433,628,350円	1,490,330,565円
期中追加設定元本額	458,354,793円	1,037,163,211円
期中一部解約元本額	401,652,578円	178,692,270円

(デリバティブ取引等に関する注記)

当ファンドは、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年12月30日現在です。

【MFS プルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,800,654,581円
II 負債総額	8,390,526円
III 純資産総額 (I - II)	2,792,264,055円
IV 発行済口数	2,364,774,681口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1808円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2021年12月末現在	資本金の額	495,000,000円
	発行可能株式総数	10,400株
	発行済株式総数	9,900株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当ありません。

(2) 会社の意思決定機関（2021年12月末現在）

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議によって行います。

取締役の任期は、選任後2年以内の最終事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中から必要に応じて、会長1名、社長1名、並びに副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。また、取締役会の決議をもって、代表取締役を選定します。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関する重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となります。代表取締役が議長の職務を行うことができないときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役があたります。取締役会は3カ月に1度開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催することができます。取締役会の招集通知は5日前までに発するものとします。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集期間を短縮し又はこれを省略することができます。

(3) 運用の意思決定プロセス（2021年12月末現在）

ファンドは、運用部門が運用の基本方針を定め、ファンドに組み入れる証券あるいはマザーファンド等のファンドの組入れ方針、ファンドの分配方針等を決定する運用体制としています。

また、ファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部門、コンプライアンス部門、オペレーション部門を含む関連各部門を構成メンバーとするリスクレビュー委員会においてレビューを実施する体制としています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。
- ・2021年12月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	24	381,860
合計	24	381,860

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である MFS インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第 38 条および第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 24 期事業年度（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第 25 期事業年度に係る中間会計期間（2021 年 4 月 1 日から 2021 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

MF S インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎雅則 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMF S インベストメント・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MF S インベストメント・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続

企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月30日

MF Sインベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎雅則	印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMF Sインベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MF Sインベストメント・マネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
(資産の部)				
流動資産				
預金		3,605,348		3,022,902
前払費用		18,069		12,894
未収入金		2,585		2,982
未収委託者報酬		251,134		315,037
未収運用受託報酬		765,144		791,391
その他流動資産		232		—
流動資産合計		4,642,515		4,145,207
固定資産				
有形固定資産				
(1)建物	*1	38,489	34,059	
(2)器具備品	*1	30,201	25,430	
(3)リース資産	*1	8,947	5,430	
有形固定資産合計		77,638		64,921
無形固定資産				
(1)電話加入権		2,853	2,853	
(2)ソフトウェア		0	0	
無形固定資産合計		2,853		2,853
投資その他の資産				
(1)投資有価証券		379,872	728,617	
(2)差入保証金		94,468	90,028	
(3)繰延税金資産		69,847	23,544	
投資その他の資産合計		544,189		842,190
固定資産合計		624,681		909,965
資産合計		5,267,196		5,055,173
(負債の部)				
流動負債				
リース債務		3,516		2,567
未払金				
(1)未払手数料		5,808	6,235	
(2)その他未払金		84,646	72,036	78,272
未払法人税等		420,296		445,278
未払消費税等		108,851		211,206
関係会社未払金		132,025		379,382
役員賞与引当金		76,574		58,220
その他流動負債		5		6
流動負債合計		831,724		1,174,933
固定負債				
リース債務		5,651		3,084
資産除去債務		37,477		38,175
固定負債合計		43,129		41,260
負債合計		874,854		1,216,193
(純資産の部)				
株主資本				

資本金		495,000		495,000
資本剰余金				
資本準備金	230,000	230,000	230,000	230,000
資本剰余金合計		230,000		230,000
利益剰余金				
(1)利益準備金		66,250		66,250
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	3,594,161	3,594,161	2,937,599	2,937,599
利益剰余金合計		3,660,411		3,003,849
株主資本合計		4,385,411		3,728,849
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		6,930		110,129
評価・換算差額等合計		6,930		110,129
純資産合計		4,392,342		3,838,979
負債・純資産合計		5,267,196		5,055,173

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
営業収益				
委託者報酬		1,175,043		1,166,540
運用受託報酬		4,798,003		4,242,921
投資助言報酬	*1	1,493,212		1,044,889
営業収益計		7,466,259		6,454,351
営業費用				
支払手数料		28,392		27,136
広告宣伝費		5,682		7,189
調査費				
委託調査費	*1	2,972,326		2,691,162
委託計算費		47,268		43,749
営業雑経費				
(1)通信費	4,921		6,151	
(2)印刷費	915		1,648	
(3)協会費	1,698		1,441	
(4)諸会費	8,967		9,067	
(5)その他	106,834	123,337	102,182	120,491
ファンド支弁費用		△ 7,230		△ 7,932
営業費用計		3,169,776		2,881,796
一般管理費				
給料				
(1)役員報酬	49,523		32,245	
(2)給料・手当	386,222		404,836	
(3)役員賞与	—		13,065	
(4)賞与	934,759	1,370,505	726,893	1,177,041
福利厚生費		437,455		354,527
交際費		3,214		341
寄付金		9,400		10,500
旅費交通費		44,073		767
租税公課		1,215		1,065
事業税		44,724		32,870
事業所税		741		741
不動産賃借料		101,108		98,577
役員賞与引当金繰入額		76,574		58,220
退職給付費用		19,532		21,166
固定資産減価償却費		18,091		14,379
リース資産減価償却費		3,516		3,516
資産除去債務利息費用		685		698
消耗品費		1,384		588
修繕費		8,470		5,274
業務委託費	*1	28,075		342,199
顧問料		55,438		59,578
求人費		6,912		9,275
図書費		1,511		1,194
諸経費		37,859		36,992

臨時労務費		15,209		6,723
保険料		5,986		6,409
その他手数料		5,419		5,460
一般管理費計		2,297,107		2,248,109
営業利益		1,999,374		1,324,445
営業外収益				
受取利息		—		2,421
投資有価証券売却益		39,528		—
雑益		310		1,369
営業外収益計		39,838		3,791
営業外費用				
支払利息		69		141
為替差損		6,294		66,113
営業外費用計		6,364		66,254
経常利益		2,032,849		1,261,981
税引前当期純利益		2,032,849		1,261,981
法人税、住民税及び事業税	662,863		412,407	
法人税等調整額	△ 7,000	655,863	1,336	413,743
当期純利益		1,376,985		848,237

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計		その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金					
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,316,075	3,382,325	4,107,325	62,820	62,820	4,170,146
当期変動額										
剰余金の配当					△ 1,098,900	△ 1,098,900	△ 1,098,900			△ 1,098,900
当期純利益					1,376,985	1,376,985	1,376,985			1,376,985
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								△ 55,889	△ 55,889	△ 55,889
当期変動額合計	—	—	—	—	278,085	278,085	278,085	△ 55,889	△ 55,889	222,196
当期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,594,161	3,660,411	4,385,411	6,930	6,930	4,392,342

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計		その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金					
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	3,594,161	3,660,411	4,385,411	6,930	6,930	4,392,342
当期変動額										
剰余金の配当					△ 1,504,800	△ 1,504,800	△ 1,504,800			△ 1,504,800
当期純利益					848,237	848,237	848,237			848,237
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）								103,198	103,198	103,198
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 656,562	△ 656,562	△ 656,562	103,198	103,198	△ 553,363
当期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,937,599	3,003,849	3,728,849	110,129	110,129	3,838,979

〔重要な会計方針〕

項目	内容
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券一時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>その他有価証券一時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産（リース資産を除く） 建物については定額法によっております。 （ただし、2016年3月31日以前に取得した建物については定率法によっております。） 器具備品については定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～15年 器具備品 4～15年</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。</p>
4. 重要な引当金の計上基準	<p>役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため当期末における支給見込み額を計上しております。</p>
5. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

当事業年度 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) <p>(1) 概要</p> <p>国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、重要な影響は生じないと見込んでおります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会) ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会) ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会) ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会) ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会) <p>(1) 概要</p> <p>国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている現状を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。</p> <p>企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。</p> <p>(2) 適用予定日</p> <p>2022年3月期の期首から適用します。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響</p> <p>「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。</p>

〔注記事項〕

〔貸借対照表関係〕

前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)																
<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">54,655 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">95,728 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">8,637 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">159,020 千円</td> </tr> </table>	建物	54,655 千円	器具備品	95,728 千円	リース資産	8,637 千円	合計	159,020 千円	<p>*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">59,084 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">105,678 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">12,153 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">176,917 千円</td> </tr> </table>	建物	59,084 千円	器具備品	105,678 千円	リース資産	12,153 千円	合計	176,917 千円
建物	54,655 千円																
器具備品	95,728 千円																
リース資産	8,637 千円																
合計	159,020 千円																
建物	59,084 千円																
器具備品	105,678 千円																
リース資産	12,153 千円																
合計	176,917 千円																
<p>2. 当社は、運転資金調達を行う目的で、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドとの間で60億円を上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。 当事業年度末における手形借入枠に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">手形借入枠</td> <td style="text-align: right;">6,000,000 千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">— 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,000,000 千円</td> </tr> </table>	手形借入枠	6,000,000 千円	借入実行残高	— 千円	差引額	6,000,000 千円	<p>2. 当事業年度末における手形借入枠について該当事項はありません。 なお、当社は、2021年4月1日付けで運転資金調達を行う目的で、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッドとの間で50百万USDを上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。</p>										
手形借入枠	6,000,000 千円																
借入実行残高	— 千円																
差引額	6,000,000 千円																

〔損益計算書関係〕

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)												
<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">1,493,212 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">2,972,326 千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">28,075 千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	1,493,212 千円	委託調査費	2,972,326 千円	業務委託費	28,075 千円	<p>*1. 関係会社との取引は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">投資助言報酬</td> <td style="text-align: right;">1,044,889 千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">2,691,162 千円</td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td style="text-align: right;">342,199 千円</td> </tr> </table>	投資助言報酬	1,044,889 千円	委託調査費	2,691,162 千円	業務委託費	342,199 千円
投資助言報酬	1,493,212 千円												
委託調査費	2,972,326 千円												
業務委託費	28,075 千円												
投資助言報酬	1,044,889 千円												
委託調査費	2,691,162 千円												
業務委託費	342,199 千円												

[株主資本等変動計算書関係]

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)					
	1. 発行済株式に関する事項		当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
	普通株式	9,900	—	—	9,900	
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。					
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項						
	決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
	2019年 12月12日 取締役会	普通株式	1,098,900	111,000	2019年 9月30日	2019年 12月12日

項目	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)					
	1. 発行済株式に関する事項		当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
	普通株式	9,900	—	—	9,900	
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。					
3. 新株予約権に関する事項	該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項						
	決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
	2020年 9月15日 取締役会	普通株式	1,504,800	152,000	2020年 9月30日	2020年 9月30日

〔リース取引関係〕

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)</p>
<p>(借主側)</p> <p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(借主側)</p> <p>1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。</p> <p>(2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>

〔金融商品関係〕

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資顧問業務及び投資信託委託業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーからの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リスクを避けるようにしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生の日または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,605,348	3,605,348	—
(2) 未収委託者報酬	251,134	251,134	—
(3) 未収運用受託報酬	765,144	765,144	—
(4) 投資有価証券	379,872	379,872	—
(5) 差入保証金	94,468	94,570	102
資産計	5,095,969	5,096,070	102
(1) 未払金	90,454	90,454	—
(2) 未払法人税等	420,296	420,296	—
(3) 未払消費税等	108,851	108,851	—
(4) 関係会社未払金	132,025	132,025	—
負債計	751,627	751,627	—

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

時価のあるものについては、市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定しております。

(5)差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1)未払金、(2)未払法人税等及び(3)未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の直物為替相場により換算し、帳簿価額としております。

(注2)金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
預金	3,605,348	—	—
未収委託者報酬	251,134	—	—
未収運用受託報酬	765,144	—	—
差入保証金	4,440	90,028	—
合計	4,626,067	90,028	—

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資顧問業務及び投資信託委託業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーからの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、その多くが自己運用の投資信託から直接支払われることから、信用リスクは軽微であります。親会社との取引に係る関係会社未収入金及び関係会社未払金（純額表示）は外貨建てのものが含まれておりますので、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として、その発生から短期間のうちに、債権と債務を相殺の上決済することとし、長期間の未決済による為替の変動リスクを避けるようにしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク

当社は外貨建ての債権・債務については、その相手方が親会社のみであるので、債権と債務を発生 of 当月または翌月末締めで相殺し、その後短期間で決済を行うこととして、期間の経過による為替変動リスクをなるべく回避することとしております。

また、投資有価証券の価格変動リスクについては、当該リスクに対するヘッジ委託を目的とした、親会社との間で締結したサービス契約により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,022,902	3,022,902	—
(2) 未収委託者報酬	315,037	315,037	—
(3) 未収運用受託報酬	791,391	791,391	—
(4) 投資有価証券	728,617	728,617	—
(5) 差入保証金	90,028	90,458	429
資産計	4,947,977	4,948,407	429
(1) 未払金	78,272	78,272	—
(2) 未払法人税等	445,278	445,278	—
(3) 未払消費税等	211,206	211,206	—
(4) 関係会社未払金	379,382	379,382	—
負債計	1,114,139	1,114,139	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価のあるものについては、市場価格によっております。時価のないものについては投資先企業の純資産額をもとに算定しております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価の算定は、将来キャッシュフローを適切な安全利子率で割引いております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 関係会社未払金

関係会社未払金は短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、外貨建ての部分については、期末日の直物為替相場により換算し、帳簿価額としております。

(注2) 金銭債権の期末日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
預金	3,022,902	—	—
未収委託者報酬	315,037	—	—
未収運用受託報酬	791,391	—	—
差入保証金	—	90,028	—
合計	4,129,331	90,028	—

〔有価証券関係〕

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	379,872	369,883	9,989
	小計	379,872	369,883	9,989
合計		379,872	369,883	9,989

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）当社は期末日現在 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	535,554	369,883	165,671
	小計	535,554	369,883	165,671
合計		535,554	369,883	165,671

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	193,062	200,000	△ 6,937
	小計	193,062	200,000	△ 6,937
合計		193,062	200,000	△ 6,937

（注1）投資信託受益証券であります。

（注2）当社は期末日現在 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）を保有しておりますが、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 前事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計	売却損の合計
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他(注)	106,868	39,528	—
小計	106,868	39,528	
合計	106,868	39,528	

(注) 投資信託受益証券であります。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

当社はその他有価証券の売却を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔デリバティブ取引関係〕

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔退職給付関係〕

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して 2005 年 5 月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 19,532 千円

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、全従業員に対して 2005 年 5 月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額 21,166 千円

[税効果会計関係]

前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
22,560	25,036
未払事業所税	未払事業所税
226	226
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
30,620	30,620
資産除去債務	資産除去債務
11,475	11,689
生命保険料	生命保険料
8,677	5,099
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
<u>73,560</u>	<u>72,672</u>
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する	資産除去債務に対応する
除去費用	除去費用
654	523
投資有価証券評価益	投資有価証券評価益
3,058	48,604
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
<u>3,713</u>	<u>49,128</u>
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
<u><u>69,847</u></u>	<u><u>23,544</u></u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳
法定実効税率	法定実効税率
30.62%	30.62%
(調整)	(調整)
役員賞与等永久に損金に	役員賞与等永久に損金に
算入されない項目	算入されない項目
1.64%	2.06%
税効果会計適用後の	その他
法人税等の負担率	0.11%
<u>32.26%</u>	税効果会計適用後の
	法人税等の負担率
	<u>32.79%</u>

〔関連当事者との取引〕

前事業年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	1千ドル (2019年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 間接 100%	投資顧問契約に基づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供(注1)	1,493,212	関係会社未払金(注4)	132,025
							営業取引	委託調査費(注2)	2,972,326		
							営業取引	業務委託費(注3)	28,075		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。
- (注2) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。
- (注3) 業務委託費については、移転価格契約に基づいて決定しております。
- (注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接の親会社は、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（非上場会社）であります。同社はMFS インターナショナル・リミテッド（非上場会社）の100%子会社であり、MFS インターナショナル・リミテッドはマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社）の100%子会社であります。

当事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容 事業上の関係	取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	1千ドル (2020年12月31日現在)	投資顧問業など	(被所有) 間接 100%	投資顧問契約に基づく相互の役務の提供	営業取引	当社からの投資助言サービスの提供(注1)	1,044,889	関係会社未払金(注4)	379,382
							営業取引	委託調査費(注2)	2,691,162		
							営業取引	業務委託費(注3)	342,199		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資助言報酬については、一般的取引条件を参考に決定しております。
- (注2) 委託調査費については、一般的取引条件を参考に決定しております。
- (注3) 業務委託費については、移転価格契約に基づいて決定しております。
- (注4) 関係会社未払金残高については、同社による当社の経費等の立替払い等に伴う当社の未払金残高と、同社に対する関係会社未収入金残高とを相殺して表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接の親会社は、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティーワイ・リミテッド（非上場会社）であります。同社はMFS インターナショナル・リミテッド（非上場会社）の100%子会社であり、MFS インターナショナル・リミテッドはマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー（非上場会社）の100%子会社であります。

〔資産除去債務関係〕

前事業年度末（2020年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.863%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	36,792	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	685	千円
当事業年度末残高	<u>37,477</u>	<u>千円</u>

当事業年度末（2021年3月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積もり、割引率は1.863%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	37,477	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	698	千円
当事業年度末残高	<u>38,175</u>	<u>千円</u>

[セグメント情報等]

セグメント情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

関連情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

日本	アメリカ	合計
5,973,046	1,493,212	7,466,259

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	1,493,212

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益 (単位：千円)

日本	アメリカ	合計
5,409,461	1,044,889	6,454,351

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	1,044,889

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)
前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)
前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)
前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

〔1株当たり情報〕

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
1株当たり純資産額	443,670円97銭	387,775円68銭
1株当たり当期純利益	139,089円48銭	85,680円58銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,376,985千円	848,237千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式にかかる当期純利益	1,376,985千円	848,237千円
期中平均株式数	9,900株	9,900株

〔重要な後発事象〕

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第 25 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日現在)	
	金額	
(資産の部)		
流動資産		
預金		2,888,905
前払費用		23,387
未収入金		3,272
未収委託者報酬		395,135
未収運用受託報酬		1,859,008
流動資産計		5,169,709
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	31,927
器具備品	*1	22,653
リース資産	*1	3,672
有形固定資産合計		58,253
無形固定資産		
電話加入権		2,853
ソフトウェア		0
無形固定資産合計		2,853
投資その他の資産		
投資有価証券		1,038,245
差入保証金		90,028
繰延税金資産		22,509
投資その他の資産合計		1,150,784
固定資産計		1,211,890
資産合計		6,381,600
(負債の部)		
流動負債		
リース債務		2,571
未払金		
未払手数料		6,774
その他未払金		35,260
未払金計		42,035
未払法人税等		823,526
未払消費税等	*2	482,723
関係会社未払金		342,331
未払配当金		900,900
流動負債計		2,594,089
固定負債		
リース債務		1,314
資産除去債務		38,175
固定負債計		39,489
負債合計		2,633,579
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		495,000
資本剰余金		
資本準備金		230,000
資本剰余金合計		230,000
利益剰余金		
利益準備金		66,250

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,799,720
利益剰余金合計	2,865,970
株主資本合計	3,590,970
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	157,049
評価・換算差額等合計	157,049
純資産合計	3,748,020
負債・純資産合計	6,381,600

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日	
	内訳	金額
営業収益		
委託者報酬		889,138
運用受託報酬		2,429,472
投資助言報酬		581,748
営業収益計		3,900,359
営業費用		
支払手数料		16,001
広告宣伝費		2,844
調査費		
委託調査費	1,654,058	1,654,058
委託計算費		28,305
営業雑経費		
通信費	1,958	
印刷費	704	
協会費	988	
諸会費	4,134	
その他	59,253	67,041
ファンド支弁費用		△ 4,252
営業費用計		1,763,998
一般管理費		
給料		
役員報酬	13,500	
給料・手当	206,198	
役員賞与	548	
賞与	186,388	406,636
福利厚生費		214,976
交際費		51
寄付金		27
旅費交通費		197
租税公課		768
事業税		20,934
事業所税		370
不動産賃借料		49,580
退職給付費用		10,746
固定資産減価償却費	*1	6,525
リース資産減価償却費	*1	1,758
消耗品費		89
修繕費		1,680
業務委託費		271,053
顧問料		38,107
求人費		4,965
図書費		757
諸経費		19,207
臨時労務費		3,195
保険料		3,631
その他手数料		2,918
一般管理費計		1,058,181
営業利益		1,078,178
営業外収益		

為替差益		22,011
受取利息		818
雑益		256
営業外収益計		23,086
営業外費用		
支払利息		360
雑損		242
営業外費用計		603
経常利益		1,100,662
税引前中間純利益		1,100,662
法人税、住民税及び事業税	357,314	
法人税等調整額	△ 19,673	337,641
中間純利益		763,021

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 25 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

(単位: 千円)

	株主資本							評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金等	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,937,599	3,003,849	3,728,849	110,129	110,129	3,838,979
当中間期変動額										
剰余金の配当					△ 900,900	△ 900,900	△ 900,900			△ 900,900
中間純利益					763,021	763,021	763,021			763,021
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								46,920	46,920	46,920
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△ 137,878	△ 137,878	△ 137,878	46,920	46,920	△ 90,958
当中間期末残高	495,000	230,000	230,000	66,250	2,799,720	2,865,970	3,590,970	157,049	157,049	3,748,020

重要な会計方針

項目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 収益および費用の計上基準</p> <p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>有価証券 その他有価証券一時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>その他有価証券一時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 建物については定額法によっております。 （ただし、2016 年 3 月 31 日以前に取得した建物については定率法によっております。） 器具備品については定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～15 年 器具備品 4～15 年</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっております。</p> <p>③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>①委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>②運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③投資助言報酬 親会社との Amended and Restated Investment Advisory Agreement に基づき助言を行っております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>

会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当中間会計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。この結果、中間財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。

注記事項

〔中間貸借対照表関係〕

項目	第 25 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日現在)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">建物</td> <td style="text-align: right;">61,217 千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">110,072 千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">13,912 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">185,201 千円</td> </tr> </table>	建物	61,217 千円	器具備品	110,072 千円	リース資産	13,912 千円	合計	185,201 千円
建物	61,217 千円								
器具備品	110,072 千円								
リース資産	13,912 千円								
合計	185,201 千円								
*2. 消費税及び地方消費税の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>								
3. 手形借入枠	<p>当社は、運転資金調達を行う目的で、MFS インターナショナル・ホールディングス・ピーティエワイ・リミテッドとの間で 5 千万米ドルを上限とする手形借入枠の設定に関する契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末における手形借入枠に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">手形借入枠</td> <td style="text-align: right;">50,000 千米ドル</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千米ドル</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50,000 千米ドル</td> </tr> </table>	手形借入枠	50,000 千米ドル	借入実行残高	- 千米ドル	差引額	50,000 千米ドル		
手形借入枠	50,000 千米ドル								
借入実行残高	- 千米ドル								
差引額	50,000 千米ドル								

〔中間損益計算書関係〕

項目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日						
*1. 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">8,284 千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,284 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	8,284 千円	無形固定資産	- 千円	合計	8,284 千円
有形固定資産	8,284 千円						
無形固定資産	- 千円						
合計	8,284 千円						

〔中間株主資本等変動計算書関係〕

項目	第 25 期中間会計期間 自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日				
	1. 発行済株式に関する事項	(単位：株数)			
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	普通株式	9,900	-	-	9,900
2. 配当に関する事項					
	決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日 効力発生日
	2021年 9月14日 取締役会	普通株式	900,900	91,000	2021年 9月30日 2021年 9月30日

〔リース取引関係〕

第 25 期中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

複写機、ファクシミリ、プリンターの機能を兼ね備えた複合機であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

〔金融商品関係〕

第 25 期中間会計期間 (2021 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。預金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに未払法人税等、未払消費税等、関係会社未払金及び関係会社未払配当金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式（非上場株式。中間貸借対照表計上額 0 千円）は次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	1,038,245	1,038,245	-
(2) 差入保証金	90,028	90,337	309
資産計	1,128,274	1,128,582	309

(注) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日現在）

該当事項はありません。なお、当社が保有する投資信託については注記を省略しております。当該投資信託の中間貸借対照表計上額は1,038,245千円であります。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2021年9月30日現在）

区分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 差入保証金	—	90,337	—	90,337
資産計	—	90,337	—	90,337

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 差入保証金

将来キャッシュフローと国債利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

[有価証券関係]

第25期中間会計期間（2021年9月30日現在）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	801,535	569,883	231,652
	小計	801,535	569,883	231,652
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他(注1)	236,709	242,000	-5,290
	小計	236,709	242,000	-5,290
合計		1,038,245	811,883	226,361

(注1) 投資信託受益証券であります。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額0千円）については、市場価格がないことから、上表「その他有価証券」には含めておりません。

[デリバティブ取引関係]

第25期中間会計期間（2021年9月30日現在）

当社はデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

〔資産除去債務関係〕

第 25 期中間会計期間（2021 年 9 月 30 日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	38,175	千円
時の経過による調整額	-	千円
当中間会計期間末残高	38,175	千円

〔セグメント情報等〕

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

セグメント情報

当社は投資運用関連の単一セグメントであるため、記載を省略いたしております。

関連情報

1. サービスごとの情報

当社は資産運用関連の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	アメリカ	合計
3,318,610	581,748	3,900,359

(2) 有形固定資産

当社は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客／ファンドの名称	営業収益
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	581,748

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 25 期中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

〔収益認識関係〕

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

〔1株当たり情報〕

項目	第25期中間会計期間
	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日
1株当たり純資産額	378,587円95銭
1株当たり中間純利益金額	77,072円84銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第25期中間会計期間
	自 2021年4月1日 至 2021年9月30日
中間純利益	763,021千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式にかかる中間純利益	763,021千円
期中平均株式数	9,900株

〔重要な後発事象〕

第25期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

MFSプルードント・ファンド（米ドル売り円買い）

信託約款

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

MFSプルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）
運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- ①MFSメリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンドの外国投資証券（ZH1円シェア・クラス）
- ②FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）の受益証券

(2) 投資態度

- ①主として、MFSメリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンドへの投資を通じて日本を含む世界の株式および債券ならびに現金（同等物を含みます。）等に実質的な投資を行います。
- ②原則として、MFSメリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンドへの投資比率を高位に維持します。
- ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③デリバティブの直接利用は行いません
- ④株式への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- ②分配金額については、上記①の範囲内で委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合や委託者の判断によって分配を行わないことがあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて元本と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
MFSプルーデント・ファンド（米ドル売り円買い）
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、MFSインベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条および第20条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、第38条第2項、第39条第1項、第40条第1項および第42条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委

託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割された受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が委託者の承認をもって定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者が当該別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込受付日がこの信託が主要投資対象とする外国投資法人が定める非営業日と同日となる場合および一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日は、受益権の取得申込みの受付を行いません。ただし、第33条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結当初の受益権の価額は、1口当たり1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある

ときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ 有価証券
- ロ 約束手形
- ハ 金銭債権

2 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、ルクセンブルグ籍の外国投資法人であるMFSメリディアン・ファンズ-プルーデント・キャピタル・ファンドの円建ての外国投資証券(ZH1円シェア・クラス)、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者とするFOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1 コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

4 外国法人が発行する譲渡性預金証書

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託

者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条ないし第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条ないし第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- 1 信託財産の保存にかかる業務
- 2 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図をすることができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利息等およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れの指図)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、次の各号に掲げる目的のため、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

1 一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)

2 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2019年6月17日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用等)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 次に掲げる費用(以下「諸費用」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1 信託財産の監査にかかる費用

2 法定書類(有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類)の作成、印刷、届出および交付にかかる費用

③ 委託者は、前項に規定する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額について信託財産中から支弁を受けることができます。この場合、委託者は、当該支払金額について信託財産中から支弁を受ける際に、受領する金額にあらかじめ上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用を上限として、固定率または固定金額に基づいて信託財産中から支弁を受けることができます。

- ④ 委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、前項の受領金額の上限、固定率、固定金額を合理的な範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項の固定率または固定額を定めた場合、第28条に規定する計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ⑥ 諸経費および諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の83の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬ならびにそれらにかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - 2 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬ならびにそれらにかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 一部解約金(第36条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第35条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第36条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、指定販売会社が委託者の承認を得て定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、一部解約の実行の請求受付日がこの信託が主要投資対象とする外国投資法人が定める非営業日と同日となる場合および一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日は、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第37条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者

は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更等)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第44条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付します。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1 他の受益者の氏名または名称および住所

2 他の受益者が有する受益権の内容

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2018年9月26日

委託者 MF S インベストメント・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

MFS Investment Management[®]